

## あおもり家畜衛生情報 No. 3 平成27年7月

★東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所

★東青地区家畜衛生推進協議会



# 夏季休暇期間中における口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について

口蹄疫は韓国や中国等で、高病原性鳥インフルエンザは、台湾、韓国等で依然として継続発生しています。

これから夏期休暇の時期を迎えるにあたり、諸外国との人や物の動きがますます激しくなり、病原体の侵入するリスクが高くなります。

家畜を飼養している方々は、以下の事項に留意するとともに飼養衛生管理基準を厳守されますようお願いいたします。

### 海外渡航に当たっての留意事項

- 1 家畜市場、農場、と畜場等の**畜産関連施設に立ち入らないこと。**
- 2 **動物との不用意な接触は避けること。**
- 3 **肉製品等を日本に持ち帰らないこと。**
- 4 帰国の際には、到着した空港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、**家畜防疫官の指導を受けること。**

### 帰国後の留意事項

- 1 飼養衛生管理基準に基づき、**帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。**
- 2 **海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと**とし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

家畜に異状が見られたら、  
直ちに青森家畜保健衛生所にご連絡ください

電話：017-764-1744 夜間・休日：090-2274-0474

# 飼養衛生管理基準要点

- 1 衛生管理区域への病原体持込みを防止するため、  
①手指、靴の消毒・交換 ②関係者以外立入禁止 ③食品残さは加熱後給与
- 2 野生動物の侵入を防ぐ。
- 3 病原体に汚染されていない清潔な飲用水を給与する。
- 4 畜舎、器具を清掃し、定期的に消毒する。
- 5 家畜の健康観察を行い、異常があった場合はただちに獣医師に連絡する。
- 6 衛生管理区域への立ち入りに関する記録を作成する(立入した人を記帳する)。
- 7 伝染病の発生予防に関する最新の情報を把握する。

鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例  
(ファスナー開閉による入退出)



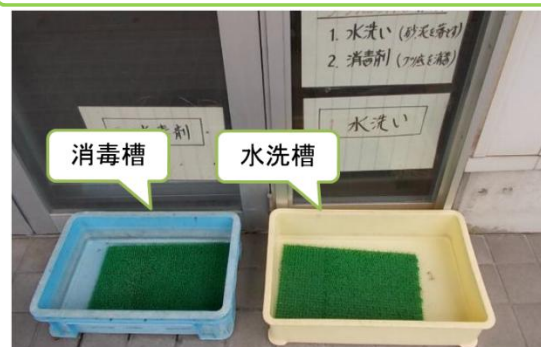
畜舎周辺の除草、消石灰散布



単管バリケードで境界を区分



衛生管理区域に入る前の踏み込み消毒槽



(E)

山羊

件

10件

